

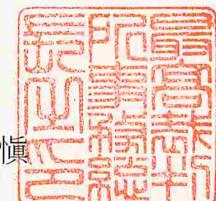
最高裁秘書第576号

令和2年3月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

令和元年1月6日付け（令和2年1月8日受付、第014616号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

会報書記官第53号抜粋（片面で15枚）

2 提供しないこととした部分とその理由

1の情報には、公にすることにより情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課
との座談会

平成29年7月3日（月）開催

最高裁判所	出席者	日本裁判所書記官協議会は開催時のもの
総務局 第一課長 清 藤 健一	会 長	谷 川 佳 史
同 参事官 福 家 康 史	副 会 長	尾崎 裕
同 第二課長 富 澤 賢一郎	同	石井 利幸
同 第三課長 二本柳 聰	事務局長	三神 晴彦
人事局 総務課長 和 波 宏典	総務部長	谷口 典子
情報政策課情報セキュリティ室長	経理部長	渡部 明美
兼参事官 橋 爪 信	企画調査部長	藤後 一章
	企画調査部副部長	川島 洋一

テーマ

【総務局】

- 1 書記官事務の整理について
 - (1) 取組の現状及び課題について
 - (2) (1)を踏まえた今後の取組の予定について
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について
 - (1) 民事・行政関係
 - ア 最近の民事事件の動向
 - イ 法改正等
 - ウ 判決原本等の国立公文書館への移管について

(2) 刑事関係

- ア 最近の刑事事件の動向
- イ 法改正等
- ウ 裁判員制度の実施状況等について

(3) 家事関係

- ア 最近の家事事件の動向
- イ 法改正等
- ウ 家事事件における書記官事務の状況
 - (ア) 家事事件全体について
 - (イ) 成年後見関係事件について
- エ 子奪取条約実施法について

(4) 少年関係

- ア 最近の少年事件の動向について
- イ 法改正等

3 書記官事務に関する最近の動向について

- (1) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて
- (2) 裁判所を利用する障害者への配慮について

【人事局】

- 1 書記官の任用上の問題について
 - (1) 働き方の見直しの取組状況について
 - (2) 管理職員の登用状況について
 - (3) 再任用の状況について
- 2 書記官の人材育成について

【情報政策課】

- 1 各種裁判事務支援システムの稼働状況等について
 - (1) MINTAS について
 - ア 稼働状況
 - イ 家事事件における MINTAS を使用する際の工夫例
 - (2) KEITAS の稼働状況について
- 2 情報セキュリティについて
- 3 裁判所の統計について

■座談会内容

平成29年7月3日、最高裁事務総局総務局、人事局及び情報政策課と日本裁判所書記官協議会とで、上記テーマについて、座談会を行いました。

座談会における事務総局各局課出席者からの発言の要旨は、次のとおりです（所属局課のみ略記）。

【総務局】

1 書記官事務の整理について

(1) 取組の現状及び課題について

書記官事務の整理の取組は、あるべき書記官事務の姿を裁判所全体で共有し、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目的とするものです。そのような状態に至るためには、裁判官と書記官とが、裁判手続はどうあるべきか、それを支える書記官事務はどうあるべきかを常に意識しながら、日常の執務の中にある何気ない事柄をきっかけに、根拠や目的を踏まえた双方向の議論や検討を重ね、その成果を実際の事務改善につなげていくことを続ける必要があります。

書記官事務の整理の取組が始まってから5年目を迎きました。日常の執務の中で、書記官が裁判官と事務処理の方針について話し合うことができつつありますが、裁判官から結論だけを聞いて満足してしまっていたり、自ら進んで裁判官に対して妥当と考える事務処理方針を述べることを躊躇したりするなど、双方向の議論にまで至っていないのではないかと思われます。

双方向の議論を実現するためには、日常の執務の中でふと生じた疑問について、根拠にあたって、どうしてそのような定めになっているのか、その根拠が定められた目的、趣旨や背景事情を確認し、疑問に感じた事務処理について、根拠や目的を踏まえてどのように処理すべきか、自分の考えを裁判官に伝えていくことが必要です。

もっとも、このことは書記官だけの問題ではありません。裁判官が書記官と連携協働の在り方を共有した上で、書記官に対して、根拠、目的を踏まえ、深掘りした議論ができるように働きかけることも必要となります。

(2) (1)を踏まえた今後の取組の予定について

先ほど述べたように、日常の執務の中にある一見何気ない事柄をきっかけに、根拠、目的等を確認し、裁判官と議論するというような日々の検討が積み重ねられることで、書記官事務を検討する視点が裁判所全体で共有され、この取組が根付いていくものと考えています。

最高裁としては、このような検討に有益と思われる日常的な取組の実例の紹介を含め、各部や各庁における裁判実務についての議論に有益な情報の提供をしていきたいと考えています。

2 分野ごとの書記官事務の状況等について

(1) 民事・行政関係

ア 最近の民事事件の動向

最近の民事事件の事件数の動向について、平成28年の全国の新受件数は、全体としては平成27年からわずかに増加しています。

地裁の訴訟事件（15万5717件、前年比+約2.09%）及び簡裁の訴訟事件（33万7449件、前年比+約1.19%）についても、平成27年からわずかに増加しています。なお、平成21年までの地簡裁の訴訟事件の増加の大きな要因であった不当利得返還請求事件は終息に向かいつつあると言えます。

そのほか、平成15年をピークに減少していた破産事件（7万1838件、前年比+約0.43%）は下げ止まりつつありますが、平成22年に減少に転じた不動産執行事件（2万3510件、前年比-約7.70%）は引き続き減少しています。

イ 法改正等

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（平成27年最高裁判所規則第5号）は、一部の規定を除き、平成28年10月1日に施行され、これに伴い、所要の通達等が整備されました。

民法の改正については、債権関係の規定について、約200項目にわたり見直した民法の一部を改正する法律が、平成29年5月26日に成立しました。改正法は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

次に、民事執行法の改正については、法制審議会（総会）において、「民事執行法の改正に関する諮問について」が議題とされ、平成28年9月12日に、法務大臣から法制審議会に対し、民事執行法の見直しが諮問されました。同年11月以降は、法制審議会民事執行法部会が毎月1回程度開催されており、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し等について議論されています。法務省によると、早ければ平成30年の通常国会への法案提出を目指すとのことです。

ウ 判決原本等の国立公文書館への移管について

最高裁においては、公文書等の管理に関する法律第14条（旧国立公文書館法第15条）の規定により平成21年8月5日に内閣総理大臣と最高裁長官との間で締結された申合せ等により、保存期間が満了した裁判文書のうち歴史資料として重要なものである①民事事件（民事訴訟事件、行政訴訟事件及び人事訴訟事件）の判決原本等、②事件記録等保存規程第9条第2項により特別保存に付されている民事事件の事件記録等及び③大審院時代（裁判所法の施行の日（昭和22年5月3日）前）に備え付けられた帳簿諸票を国立公文書館へ

移管することとされています（③については、平成25年の申合せ等の改定により、新たに移管することとされました。）。

上記申合せ等を受けて平成22年2月1日に策定された移管計画（第1期）により、平成24年までに、①及び②のうち全ての裁判所の昭和30年までに完結した事件に係るものが移管されました。平成25年以降については、同年6月26日に策定された移管計画（第2期）により、平成29年までに、①及び②のうち昭和37年までに完結した事件に係るもの及び③のうち民事事件の事件簿が移管されることになっており、平成28年は広島・札幌高等裁判所管内のものが移管されました。平成29年は東京高等裁判所管内のものの移管が予定されています。

（2）刑事関係

ア 最近の刑事事件の動向

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成28年の刑事訴訟事件の新受人員は、高等裁判所が6124人（前年比+約18%）、地方裁判所が7万1900人（前年比-約4.9%）、簡易裁判所が26万9482人（前年比-約5.1%）（うち略式事件数は26万2491人）となっており、刑事事件全体として新受事件総数は減少傾向にあります。

イ 法改正等

法改正関係では、平成28年6月3日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律が、同日から段階的に施行されていますが、施行された部分について規則や通達の改正等の手当を行ったほか、未施行となっている部分も新たな制度を多数導入することを内容とするものであり、書記官事務にも大きく影響する見込みであることから、こちらについても同様に所要の手当を行う予定です。

ウ 裁判員制度の実施状況等について

平成21年5月21日の裁判員法施行後、平成29年3月末までの裁判員裁判対象事件の新受人員の累計は1万1768人であり、罪名別の内訳で見ると、強盗致傷事件2736人、殺人事件2542人、現住建造物等放火事件1160人などとなっています。また、判決で終局した人員（裁判員法3条1項に基づく除外決定のあった人員は除く。）は9821人であり、このうち否認事件は4341人となっています。

平成28年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は6363人です。裁判員を経験された方に対するアンケート結果によりますと、審理の内容のわかりやすさは前年に比べ若干の上昇が見られます。また、評議における議論の充実度についての評価は年々上がっており、裁判所職員の対応、裁判所からの情報提供、裁判所の設備などに対する全体的な印象については、引き続き多くの方から適切なものであると評価していただいております。

裁判員制度は、施行後8年が経過しましたが、国民の熱心な協力の下、これまでのところ概ね順調に運営されています。裁判員を経験された多くの方々から、裁判員として裁判に参加したことは良い経験であったと高く評価していただいている一方で、様々な課題も

明らかになってきており、今後も制度導入の理念や刑事裁判の基本的なありように常にたち返りつつ、検証、改善の努力を続けていくことが必要です。また、今後も更に広く裁判所や裁判員制度についての理解を深め、裁判所を身近なものと感じていただくため、引き続き、各府の実情に応じて、これまでの経験、実績も適宜活用しながら、出前講義等の広報活動により国民に積極的に働き掛けていくとともに、このような機会に裁判員制度に対する国民の生の声を聴き、組織的に裁判員制度の運用の改善に役立てていくことも重要です。

(3) 家事関係

ア 最近の家事事件の動向

平成28年における家庭裁判所の家事・訴訟等事件総数の新受件数は、102万2754件（前年比+約5.4%）となっており、平成26年にそれまでの増加傾向から減少に転じたものの、平成27年から再び増加に転じ、平成28年は初めて100万件を超えるました。その主な内訳を見ると、家事審判事件は83万5716件（前年比+約6.6%）、家事調停事件は14万0641件（前年比-約0.1%）、人事訴訟事件は1万0003件（前年比-約3.2%）と家事審判事件の新受件数の増加率が高い状況となっています。家事審判事件の増加の主な要因としては、後見等監督処分事件及び後見人等に対する報酬付与事件を中心に、依然として後見関係事件の増加傾向が続いていることが挙げられます。

また、いわゆるハーグ条約の締結に伴う国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「子奪取条約実施法」という。）に基づく子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（施行された4月以降）が9件、平成27年が26件、平成28年が25件（うち、平成27年は4件、平成28年は2件が移送件数であるため、当事者から申し立てられた子の返還申立事件は、それぞれ22件及び23件です。）となっています。

イ 法改正等

家事事件に影響する法改正の動向としては、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等の整備について、平成28年2月26日、国際裁判管轄について従前の裁判実務と基本的に同様の考え方に基づく規定を整備する人事訴訟法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、継続審議となっています。平成27年4月から、法制審議会民法（相続関係）部会において相続に関する規律の見直しについて審議が行われており、平成28年7月に中間試案が取りまとめられ、その後も議論が続けられています。また、平成29年3月7日に①児童福祉法28条審判手続において、都道府県に対して保護者指導を勧告できる場面を拡大すること、②親権者等の意に反し2か月を超えて一時保護を行う場合に家庭裁判所の承認を得なければならないこととすることなどを内容とする児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出され、同年6月14日に成立しました。これらの法改正や議論の動向については、引き続き各府に対して必要な情報提供を行う予定です。

ウ 家事事件における書記官事務の状況

(ア) 家事事件全体について

家事法施行から約4年半が経過し、実務の運用が定着しつつありますが、子の意思の的確な把握・考慮、手続の透明性確保のための新制度（相手方当事者の審問への立会い、事実の調査の通知等）の適切な運用、テレビ・電話会議の更なる活用、調停に代わる審判の活用などが重要となっています。

また、家事法の下における家事調停事件においては、その紛争解決機能の強化が求められており、裁判官のみならず、書記官、家裁調査官、調停委員等の関係職種が問題意識を共有し、それぞれの役割を適切に果たしていく必要があります。家事事件を担当する裁判官を始めとする関係職種が参加した協議会等においては、家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化という観点から取り組むべき調停運営に関する課題について議論が行われ、協議の結果については、家庭局から全庁に対し還元されたところです。

最高裁においては、引き続き、協議会等を通じて各庁の実情把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行っていきたいと考えています。

(イ) 成年後見関係事件について

平成28年における成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件）の新受件数は、前年比では約0.8%減少しているものの4万4116件と、依然として高水準で推移しています。また、平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、平成29年3月、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、今後、政府において、基本計画に沿って制度の利用促進に向けた取組が進められていく見込みです。制度の運用を担う家庭裁判所としても、政府等の取組を踏まえ、地方自治体や専門職団体等と意見交換をするなど連携を図ることが制度の円滑な運用を確保するという観点からも重要な要素になってくると考えられるところ、最高裁としても各庁の取組が円滑に進められるよう必要なサポートをしていきたいと考えています。

一方、後見人等が不正行為を行い、逮捕、起訴され、実刑判決を受けた事例が報道されるケースも後を絶たない状況にありますが、平成27年以降、不正件数及び被害額は共に減少を続けており、平成28年1月から12月までの間に全国の家庭裁判所から報告された後見人等による不正事案は前年比約4%減の502件、被害総額は前年比約13%減の約26億円といずれも減少しています。

これは、不正防止に向けた裁判所の取組が一定の効果を上げ始めていることによるものと考えられます。家庭裁判所において後見人等による不正行為に適切に対処しつつ、専門職後見人等の活用や後見制度支援信託の利用を拡大し、更なる不正防止策の充実を図っていくことが喫緊の課題であることに変わりはありません。導入後5年余りが経過した後見制度支援信託については、平成24年2月1日から平成29年2月末までの間の全国の利用事件数は1万7429件と利用の拡大が進んでおりますが、今後も支部や出張所を含め、更

なる活用に向けた取組を継続することが重要と考えています。

なお、各府においては、累増する後見等監督処分事件等について実効的かつ合理的な事件処理を図る観点から、家庭裁判所が果たすべき必要かつ十分な後見等監督について認識の共有化を図りつつ、後見等監督の在り方の見直しの必要性、有効性等についての検討・取組が進められているところです。後見事件担当裁判官や書記官が参加した協議会や研究会においては、前年に引き続き後見等監督の在り方に關して、具体的な議論が行われました。

最高裁においては、今後も各府の取組を支援するため、各種協議会等を通じて各府の実情把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行っていきたいと考えています。

エ 子奪取条約実施法について

子の返還申立事件の第一審における管轄については、東京家裁と大阪家裁に集中しますが、子奪取条約実施法に特則が設けられた家事事件の手続に関しては、全国の家庭裁判所に影響があります。

最高裁においては、運用上の支障が生じないように、中央当局である外務省を始めとする関係機関との間で必要な協議を行うとともに、東京家裁、大阪家裁のほか、抗告審となる東京高裁及び大阪高裁との間で意見交換を行っています。

(4) 少年関係

ア 最近の少年事件の動向について

少年保護事件の新受人員は、平成14年（28万1638人）以降減少し、平成28年は前年比約12.2%減の8万1998人となっていますが、再非行少年の割合は依然として高く、少年審判の機能を更に強化し、複雑多様な事件を適正に処理することが求められています。家庭裁判所の少年審判において教育的機能を發揮し、その再非行防止機能を一層充実させるために、平成28年度の少年実務研究会においては、裁判官、書記官及び家裁調査官の三職種それぞれが果たすべき役割を各々の設置根拠等に立ち返りながら検討し、少年審判手続全体を通じた職種間の連携をいかに強化していくかについて実践的な議論が行われました。

イ 法改正等

少年審判手続の適正化を図るため、少年審判規則の一部を改正し、付添人による保護事件の記録等の閲覧に関する措置等の制度を創設したほか、観護の措置が勾留とみなされる場合の教示に関する規定の整備を行いました。この少年審判規則の一部を改正する規則は、平成28年10月7日の公布を経て、12月1日から施行されました。

また、平成28年12月に、法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が、少年法適用対象年齢の引下げや引き下げられた場合の若年者に対する刑事政策的措置について取りまとめた報告書を公表し、同報告書による検討結果を踏まえ、平成29年2月9日に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満と

すること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮詢がされるとともに、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮詢事項に関する審議が行われています。法改正や議論の動向については、引き続き各府庁に対して必要な情報提供を行う予定です。

3 書記官事務に関する最近の動向について

(1) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて

裁判所が秘匿すべきであると判断した情報（以下「秘匿情報」という。）については、これまでも、各府庁において、申合せや事務処理要領等（以下「申合せ等」という。）を作成するなどして、適切な管理に向けた取組を進めていたところですが、秘匿情報が裁判所の意図に反して流出した場合には、裁判所に対する国民の信頼を著しく損なうなどの重大な結果をもたらします。

したがって、各書記官においては、秘匿情報の取扱いに関する申合せ等の内容を確認して丁寧な事務処理に努めていただく必要がありますが、日々の執務に当たっては、当事者から想定外のタイミングで急を要する秘匿情報を含む事件記録の閲覧謄写申請がされたり、調停中で秘匿を希望している当事者から秘匿情報が含まれる書面がその写しとともに提出されるなど、その場で申合せ等の内容を十分に確認する時間を確保することができない場合もあると思います。

このような事態に対しても適切に対応するためには、日頃から、秘匿情報の取扱いに関する申合せ等を詳細に確認してその内容をしっかりと理解しておくことは当然ですが、それに加えて、閲覧謄写及び当事者への書面の送付（以下「閲覧謄写等」という。）に関する規範にも十分に目を通し、①閲覧謄写等に供する場面において、裁判所が秘匿情報をマスキング（黒塗り）することができるか、②その場合の判断権者は誰になるのか、③マスキング（黒塗り）をすることができない場合には、どのような当事者対応が必要になるのかなど、各種の場面で問題となり得る事項をあらかじめ検討しておくことが必要になります。

さらに、①秘匿情報として取り扱う可能性が類型的に高い情報にはどのようなものがあるのか、②それらの情報が、どのような場面で、どのような形で裁判所に提供されるのか、③秘匿情報が流出するおそれの高い場面はどのようなものであるかなど、秘匿情報の流出に備えてあらかじめ具体的な検討をしておくことも、いざという時に適切に対応する上で有用であると考えます。

最高裁では、これまで複数回にわたり、秘匿情報の適切な管理のために参考になると思われる工夫例をまとめた事務連絡（平成25年6月28日付け、平成26年9月24日付け、平成27年9月17日付け各事務連絡）を発出してきたところですが、平成28年度には、これら

の各事務連絡にも触れる形で、家事事件における非開示希望情報等を適切に管理するため必要な視点をまとめた平成28年4月26日付け家庭局第二課長及び総務局第三課長事務連絡「家事事件手続における非開示希望情報等の適切な管理について」、刑事事件の進行段階に応じて秘匿情報の適切な管理のための代表的な工夫例をまとめた平成28年10月12日付け刑事局長及び総務局長事務連絡「被害者特定事項の秘匿決定がなされた事件等における秘匿情報の適切な管理のための工夫例について」、秘匿情報管理に関する適切な事務処理態勢を維持・継続することの重要性とその取組例を紹介した平成29年2月22日付け刑事局第二課長事務連絡「秘匿情報管理に関する事務処理態勢を維持・継続するための取組について」をそれぞれ発出しましたので、事務の参考にしていただきたいと思います。

(2) 裁判所を利用する障害者への配慮について

平成28年4月1日から「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が実施されています。この要領は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、裁判官を含む裁判所の職員が事務を行うに当たり、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることなく、また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合に合理的な配慮を行うことができるよう定められたものであり、裁判官及び書記官が裁判事務を行うに当たっても、この要領の趣旨に沿った手続を実現していただく必要があります。

また、平成28年8月1日に施行された発達障害者支援法の一部を改正する法律においては、司法手続における配慮規定が新設されたほか、裁判に関する業務に従事する者に対して、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施することその他の必要な措置を講じる旨が定められました。発達障害は、障害の困難さが目立つものの、周囲から理解されにくい障害であるとされており、このような障害の特性に留意しつつ、新設された上記規定や、対応要領を踏まえ、個々の発達障害者の特性に応じた適切な配慮を検討・実施する必要があります。

書記官は受付担当者又は担当書記官として、障害者から合理的配慮の要望等を受けることも多いと思います。障害のある方から要望等があった場合に、どのようなことが合理的配慮として求められるかといったことは、個々の事案や日々の状況によって大きく異なること、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであることを意識した適切な対応が求められます。また、考えられる対応策については、裁判官や事務局とも十分に情報共有し、相談・協議を行っていただきたいと思います。

【人事局】

1 書記官の任用上の問題について

(1) 働き方の見直しの取組状況について

今後、男女を問わず、育児や介護等の家庭事情を有する職員がより一層増加することが見込まれる中、個々の職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、活力ある生産性の高い職場とすることで、組織全体としてのパフォーマンスを向上させていくためには、超過勤務縮減に止まらず、職場全体における働き方を見直していくことが重要であると認識しております。今後とも「ハタラク時報」を通じて「働き方改革」の意義や必要性等について広く職員に周知するほか、管理職員向け研修等の機会を通じて管理職員の意識啓発も図りたいと考えています。

なお、裁判所特定事業主行動計画においても、「効率的な業務運営やワーク・ライフ・バランスに資する取組について適切に人事評価に反映する。」と定めていることも踏まえ、引き続き職員へ意識付けをしていきたいと考えています。

また、フレックスタイム制の利用状況は増加傾向にあると認識しているところですが、職員が柔軟な勤務形態を選択できることにより仕事と育児や介護等との両立を推進とともに、より一層働きやすい勤務環境の整備を進め、公務能率の一層の向上を図っていきたいと考えています。

(2) 管理職員の登用状況について

管理職員である主任書記官の選考についてですが、現在は、全ての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これにより、主任書記官の果たすべき役割がこれまで以上に重要になっている中で、性別や年齢に問わらず、意欲と能力のある職員を公平で透明な手続によって広く登用しているものと認識しています。なお、公募制によることで、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを自ら選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用のみならず、仕事と生活の調和に資するものとなっていると考えています。

(3) 再任用の状況について

国家公務員の雇用と年金の接続について平成25年3月26日に閣議決定があり、同閣議決定においては、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとすることで、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとされています。

裁判所に対しては、上記閣議決定の効力が直接及ぶものではありませんが、裁判所にお

いても、同閣議決定の趣旨を踏まえて、裁判所職員の雇用と年金が確実に接続されるよう、再任用を行っていくこととしています。

したがって、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間については、再任用を希望する職員が国家公務員法上の欠格事由や分限免職事由に該当しない限り再任用を行っています。

また、今後、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、定年退職後に無収入となる期間が伸びることから、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が増加し、それに伴って再任用前の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

2 書記官の人材育成について

裁判所が国民から期待されている使命を果たしていくためには、書記官においても、民事、刑事、家事及び少年の各分野において、裁判官との協働態勢の下、他の職種とも相互に意思疎通を図り、連携を強化していくとともに、裁判所を利用する人々の多種多様な問題を適切に解決するため、職務遂行能力の向上を図り、適正かつ迅速な手続運営に積極的に関わっていくことが求められます。

裁判所では、これまで司法制度の充実強化に資する人材の育成に取り組んできたところですが、社会情勢の目まぐるしい変化の中、近時、裁判所に提起される紛争も複雑困難化の度合いを深めていることなどから、事件の適切な解決を通じて裁判所がその役割を十分に果たしていくため、職員一人一人が能力を伸長できる人材育成の重要性が高まっていると言えます。

これからの人材育成の取組は、これまで組織としてどのような人材を育成すべきかという育成の目標が明確な形で共有されてこなかったという問題意識から、OJTが効果的に行われるための仕組みとして構築されたものです。この取組は、各職員の自己研さんを組織的にバックアップするものであり、職員の主体的な関与の下、職員それぞれが意欲的に取り組めるよう、OJT担当者と育成対象者との間で、取り組むべき課題や目標について十分な意見交換を行うことが当然の前提となっているものです。その上で、OJT担当者とその上司や裁判官らとの間でも十分な意見交換を行い、必要な情報提供を図ることを通じて、計画的かつ継続的な取組が組織的に実践されるものと考えております。

今後は、このような取組等を通じて、法律専門職である書記官が誇りと自信を持って執務に精励できるように、人材育成の充実に取り組んでいきたいと考えています。

【情報政策課】

1 各種裁判事務支援システムの稼働状況等について

(1) MINTASについて

ア 稼働状況

民事裁判事務支援システム（MINTAS）は、現在、全国の高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所において稼働しています。

平成27年7月以降、順次、全国の家庭裁判所に導入され、家事分野の業務にも利用されることとなり、MINTASの取り扱うデータ量も大幅に増加しましたが、平成28年12月には、MINTASのサーバ機器等を新たなものに更改して、メモリの増強などを実施しました。こうした措置によって、ログインや[REDACTED]等の速度が向上しており、現在に至るまで安定的に稼働しています。

また、「よくある質問と回答」の画面を見やすく整理したり、新規インストールが簡易に行なうことができるツールや端末設定確認ツールを提供するなど、ユーザにとって利用しやすいシステムになるよう努力しています。今後も、迅速かつ必要な対応を行うことで、安定的に稼働できるよう引き続き努力していきたいと考えています。

イ 家事事件におけるMINTASを使用する際の工夫例

MINTASでは、[REDACTED]などを表示させることができます。ですが、家事事件の中には、期日が設けられない類型の事件も少なくありませんので、特にそのような事件類型では、MINTASの[REDACTED]を利用して、定期的に事件の進捗管理を行うことが有用な場合もあるかと思います。[REDACTED]等については、MINTASの「よくある質問と回答」の「家庭裁判所でのMINTASの運用例」で紹介していますので、参考にしてください。

また、[REDACTED]を取る場合には、MINTASの[REDACTED]に適宜の内容を入力することによって、効果的に[REDACTED]を行うことが可能です。例えば、家事事件では、[REDACTED]については、[REDACTED]に含まれていませんが、あらかじめ[REDACTED]に[REDACTED]などと[REDACTED]するようにしておけば、[REDACTED]によって、[REDACTED]ことが可能となります。[REDACTED]の利用については、MINTASの「よくある質問と回答」の「家裁導入関係一式」の「MINTAS導入ハンドブック（家庭裁判所用）」の「資料1～資料4」の中の「資料3 運用ルールモデル第2編第5の2」で紹介していますので、参考にしてください。

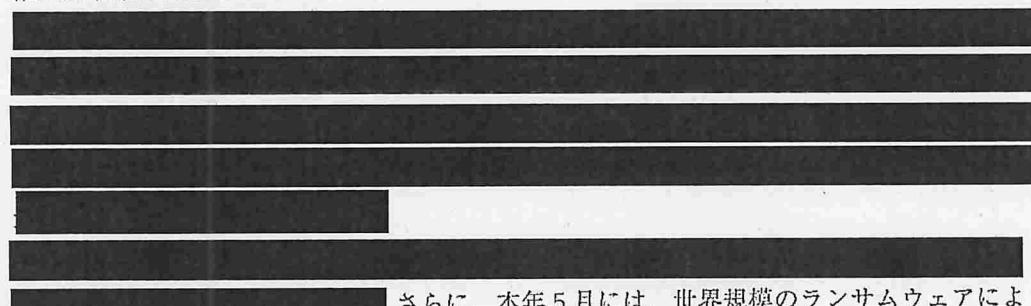
(2) KEITASの稼働状況について

刑事裁判事務支援システム（KEITAS）は、全国の地方裁判所において稼働しており、各府における通常業務及び当直業務を行うに当たって利用されており、安定的に稼働しています。

また、法改正や職員パソコン更新後の操作にも対応できるようにオンラインヘルプ機能の充実を図ったり、新規インストールの際に端末の設定を実施する場合や印刷等の端末設定に関する不具合が発生した場合でも、簡易に必要な端末設定を実施できるツールを提供するなど、ユーザにとって利用しやすいシステムになるよう努力しています。

2 情報セキュリティについて

「サイバーセキュリティ基本法」制定後、政府のサイバー攻撃に対する態勢整備が進められている中、平成27年5月の日本年金機構において標的型メール攻撃を起因とする情報流出事案が発生し、結果として約125万件の個人情報が流出するなど、国民の关心を集めました。また、平成28年3月には、JTBでも標的型攻撃を起因とする約793万件の個人情報流出事案が発生しました。



さらに、本年5月には、世界規模のランサムウェアによるサイバー攻撃が発生するといった新たな脅威も発生するなど、外部からの攻撃による脅威はますます高まっています。

一方で、職員の情報セキュリティに対する意識の欠如に起因する事案も引き続き発生しており、情報セキュリティに対する職員への意識付けの強化をしていくことは依然として裁判所の重要な課題の一つであると認識しています。

一般的に、情報漏えい事案の大半は人的ミスに起因すると言われており、上記日本年金機構の情報流出事案においても、職員の内規違反等の人的要因が原因の一つであると指摘されています。裁判所としても、物理的、技術的な情報セキュリティ対策に加えて、人的要因に対する方策を尽くすことが非常に重要と考えており、個々の職員に対して情報セキュリティの重要性を意識付けるため、あらゆる機会を捉えて根気強く、粘り強く指導を繰り返していくことが必要であると考えています。

具体的には、情報セキュリティ研修、情報処理研修等の研修において、情報セキュリティに関する基礎知識や最新動向を説明するとともに、実際に起こった情報セキュリティインシデントを題材にすることで、職員一人一人に情報セキュリティポリシーを遵守することの重要性を実感してもらうような取組をしています。また、高地家裁の情報化関連業務担当部署とも連携して、これまでのとおり、毎年実施している情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査、標的型メール攻撃訓練、情報セキュリティ対策の教育

等の機会を利用して、職員の情報セキュリティに関する意識を引き続き高めていきたいと考えています。

3 裁判所の統計について

裁判所の裁判統計数値は、毎年8月頃、司法統計年報（民事・行政編115表、刑事編85表、家事編70表、少年編41表）として刊行したり、裁判所のウェブサイト上に、毎月の月報報告に基づく速報数値を掲載したりするほか、国会や政府機関、マスコミ等からの照会を受けて、個別に回答することも少なくありません。これらの統計数値は、全ての司法行政における基本資料となるものですので、数値が不正確であった場合、適切な裁判運営の検討や裁判所の人的、物的な施策を誤ってしまうおそれがありますし、国会や政府機関等に不正確な数値を提供した場合には、裁判所組織への信頼性に関わる重大問題となり得るばかりでなく、法案審議に大きく影響を与える可能性もあります。人事訴訟を含めた民事第一審事件や行政第一審事件の裁判事件票の「上訴の有無」欄の統計報告の誤りが積み重なったことに起因して、「裁判の迅速化に係る検証に際する報告書」において公表していた数値と実際の数値が大きく異なることが明らかになったため、同報告書記載の数値を訂正しなければならなかったことは、御記憶の方も多いと思います。

また、そこまでの大きな誤りでなくても、統計数値としての性質上、厳密な正確性が求められますので、ある序で、1件でも誤った数値を報告するようなことがあれば、裁判所として公表している全国数値の訂正が必要になります。その意味で、たった1人の職員の不注意が裁判所組織全体としての誤りにつながるといった緊張感をもって、統計に関する事務処理に当たることが必要かと考えています。

情報政策課に報告される裁判統計には、類型的に比較的多く見られる誤りといったもののが存在します。具体的には、事件票の作成漏れ等に起因して統計月報の既済件数と事件票の数に不一致が生じている、裁判統計上の未済件数と事件簿上の未済件数が一致していないといったものが見受けられますが、このほかにも特に注意してほしいポイントについては、統計システムのダウンロードページに掲載している「裁判統計における参考資料（月報・事件票）」や「年表作成における留意事項」にまとめていますし、また、実際に誤りが判明した場合には、必要に応じて、注意喚起の事務連絡も発出しているところです。統計報告の際は、裁判統計報告書（月報・年表、事件票）の作成要領のほか、これらの資料や事務連絡も参考にしてください。